

ご記入の前に必ずご確認ください(更新用)

書類への記入の前に次の事項を確認してください。(※□に✓をしてください。)

施設職員等が代行申請を行う場合に該当しない。

※施設及び居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)が代行申請する場合があります。わからない場合は利用されている施設職員や担当ケアマネジャーに相談してください。

負担限度額認定証を利用できる施設に入所等している。

※今回の申請が必要ない方もいます。グループホームや有料老人ホームは対象外です。申請した方がよいかわからない場合は、利用されている施設職員や担当ケアマネジャーに相談してください。

※今回のご案内は本年7月31日まで有効な認定証を有している方に送付しています。

※もし後日対象施設に入所された場合でも申請月の初日に遡って適用を受けることができます。

【例】急遽11月7日にショートステイを利用したため11月25日に申請をした場合、申請月の初日11月1日から適用を受けることができます。

<介護保険負担限度額認定申請書を提出する際に必要なもの>

介護保険負担限度額認定申請書 ※市役所に設置(インターネットにも掲載)

同意書(金融機関等への残高照会のための) ※上記申請書の裏面です

資産申告(確認)書類(写しで可) ※窓口にて職員がコピー対応もいたします。

(1) 預貯金通帳等(普通・定期)(本人+配偶者) ※所有する全ての通帳

(2) 有価証券(株式・国債等)残高証明書 等(本人+配偶者)

※詳細は裏面表1に記載していますのでご確認ください。

※生活保護受給者の方は資産申告書類は不要です。

通帳は必ず申請直前にATMや窓口で記帳されたものを提出してください。

注意 長期間記帳がされていない場合、原則受付できません。例年窓口で受付の際、長期間記帳がされていないため受付ができないケースが多数見受けられます。

【本人が提出する場合】

個人番号(マイナンバー)関係書類

本人及び配偶者の個人番号通知カード または マイナンバーカード

※個人番号が分からない場合などで記載がされていない場合でも、申請は受理します。

(個人番号が未記入の場合、個人番号関係書類の提示は必要ありません。)

本人を証明する書類

【1点でよいもの】 ※官公庁等が発行した写真入り証明証等

(例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等

【2点必要なもの】 ※官公庁等が発行した書類等

(例) 介護保険被保険者証、健康(後期医療)保険証、介護保険負担割合証、年金証書等

裏面もあります

【本人以外が提出する場合】←家族等が代理で申請する場合はこちら

□個人番号(マイナンバー)関係書類

本人及び配偶者の個人番号通知カード または マイナンバーカード

※個人番号が分からない場合などで記載がされていない場合でも、申請は受理します。

(個人番号が未記入の場合、個人番号関係書類の提示は必要ありません。)

□本人からの代理権を確認できる書類(以下のいずれか一つ)

委任状、介護保険負担限度額認定証※黄色(有効分)、介護保険被保険者証

□提出者(代理人)の身分証明証

【1点でよいもの】 ※官公庁等が発行した写真入り証明証等

(例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等

【2点必要なもの】 ※官公庁等が発行した書類等

(例) 介護保険被保険者証、健康(後期医療)保険証、介護保険負担割合証、年金証書等

【郵便で申請する場合】

郵便で申請をする場合は申請書と表面の添付書類のコピーを添付してください。

□申請書の記入漏れが無い(預貯金額、その他の資産等の記入欄等)

□配偶者がいる場合は配偶者の分も記入してある。

□裏面の署名欄も記入してある。

□表面でチェックした書類のコピーを同封している。

□通帳のコピーは①口座名義人・口座番号・金融機関・支店が記載されたページ②直近の最終残高の記録から概ね3ヶ月前の記録が載ったページ③定期預金が後ろのページにある場合は当該部分のページをコピーしてください。

表1 添付書類(必要に応じて添付)

| 申告する項目 | 必要となる添付書類 |
|--|-----------------------------------|
| 世帯分離している配偶者等の課税状況 | 配偶者の税証明(1月1日に市内に住んでいた方は原則不要です) |
| 本人及び配偶者の資産状況 | 金融機関等への残高照会のための同意書(上記記載の同意書) |
| 預貯金(普通・定期) | 通帳の写し(インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しでも可) |
| 有価証券(株式・国債・地方債・社債など) | 証券会社や銀行の口座残高の写し |
| 金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し |
| タンス預金(現金) | 自己申告 |
| 負債(借入金・住宅ローンなど) | 借用証書等 |

通帳のコピーは①口座名義人・口座番号・金融機関・支店が記載されたページ②直近の最終残高の記録から概ね3ヶ月前の記録が載ったページ③定期預金が後ろのページにある場合は当該部分のページをコピーしてください。